談話室

協同組合における民主的運営とは
──参加のあり方を考える──

第189回国会の最大の争点であった安全保障関連法は，９月19日未明に参議院本会議で与党などの賛成多数で可決され成立した。審議時間を十分に掛けて「丁寧」に説明してきたという答弁の内容，委員会での強行採決など，法律の内容のみならずその審議の進め方に至るまで様々な疑問はつきないが，世論調査の結果や多くの市民が参加した国会前デモなどの民意をほとんど無視して成立を優先した行為には唖然とせざるを得ない思いであった。

民意は選挙結果に反映されており，民主的な手続きに従ったルールを批判される筋合いはないとの意見もあるであろう。また，結局は国会での多数決で全てが決まる事に対する無力感を味わった方も多いのではないかと思われる。選挙制度の問題はあるとはいえ，確かに現状での国会勢力からすると必然的な結果であったと言わざるを得ない面は否定できない。

しかし，安全保障関連法の内容に憂慮し，その成立阻止のために，デモや集会への参加のみではなく様々な形で「声」をあげた市民は，今回の事を無駄な行為であったとは決して思っていないはずである。本当の民主主義とは，選挙の時のみではなく，日常における様々な政治的な「参加」を通して作り上げられるものだという実感を得たのではないかと思われる。今回の結果だけをみると「敗北」かもしれないが，次につながる何かを発見したに違いない。

同様のことは協同組合における運営に関しても考えるべきことではないだろうか。協同組合においては，組合員の１人１票の議決権があり，民主的な運営が行われているのが原則であり基本である。役員もこうした民主的な手続きにより構成されており，全ての組合員に対して責任を負うのが役員である。しかし，役員に任せておけばよいという考えで日常的には協同組合の運営に関心を示さずに，「声」をあげることをしないで組織・事業から離れていく組合員も少なからず存在しているのではないだろうか。そうしたことが慢性化してくると，組合員から意見が発せられても一部の「声」として無視されて受けとめられず，役員が暴走することになりかねないのであり，協同組合としてみて悲劇である。

また，役員の構成に関しては，「農業の成長産業化を図るため」として今国会

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

で成立した改正農協法において見過ごせない変更が行われている。すなわち，農協の理事会構成に関して，理事の定数の過半数は，①認定農業者（法人にあっては，その役員），②農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者，としている。認定農業者が少ないなどの場合にはこの限りではないとの例外規定はあるが，理事会構成が認定農業者や法人の経営者が中心となり，場合によっては農業者以外によって農協の理事会が支配されることになるのではないかと憂慮されている。

理事会の構成に関して法規制で政治が関与してくることそのものが，協同組合原則で定められている自主・自立の協同組合への不当な介入であり，地域単位，女性部や青年部，作目別生産者組織，准組合員など，多様な組合員層を代表する理事構成とそこに関わる組合員参加を進めてきた農協の努力を踏みにじる行為である。しかし，より看過できないことは，理事会の構成を「農業の成長産業化」をめざす政策の意図に即したメンバーにすれば，農協運営が思いのままになると思量したことが見え隠れする政策側の考え方ではないかと思われる。

これは，国会の中で多数派を構成すれば物事をスムーズに運べると考え，そのために選挙制度を変えてきた企みと通じるものがある。そう思わせてきた有権者である国民にも少なからず責任はあるが，農協における組合員はどうであろうか。

とはいえ，農協の民主的運営には，総会や総代会における議決権の平等に限られた話ではなく，組合員による日常的な農協運営への参加が含まれる。農産物共同販売における生産部会機能や生活福祉事業における女性部の役割など，組合員組織による多様な活動そのものが農協の運営に関係しており，それらが農協事業利用に結びつき経営を支えるとともに理事会などの経営判断にも大きな影響を与えている。このように日常における組合員参加の活動を活発に行うことにより，組合員の意見を理事会や農協運営に反映させることが、民主的管理・運営においてきわめて重要である。

本当の意味での民主主義を実践することは，協同組合運営にも当てはまることであり，これまで実践してきたことに自信を持って取り組み続ける必要がある。

（愛媛大学 農学部 准教授　板橋　衛・いたばし まもる**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/